

第1回主幹教諭研修「研修テーマに関する法規について」

研修テーマ：いじめ・不登校

1 生徒指導提要

「生徒指導提要」とは、2010年（平成22年）に、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し学校間や教職員間の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、文部科学省が取りまとめたものである。

「生徒指導提要」では、小学校における生徒指導についても対象と捉え、学校全体での生徒指導を進めるための指導体制の在り方や、学校による組織的対応や学校種間の連携などについて述べられている。

これにより、小学校段階から高等学校段階までの全ての教職員が「生徒指導提要」を踏まえて、指導を行うことが求められる。

そのために、文部科学省は、一般教員、中核教員、生徒指導主事、管理職といった立場・役割に応じて生徒指導を実践することができるよう「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会」を設け、「生徒指導に関する教員研修の在り方について（報告書）」をまとめた。

この中で、国においては、生徒指導に関する全国的な水準をリードすべく、広く社会的な状況を踏まえた最新の生徒指導の動きや先進的な知見・指導技法を身に付けた人材を育成するため、研修等、教職員の資質向上のための取組を継続的に実施することを求めている。また、教育委員会には、国の研修を受けた者が指導者になるなどして、地域の実情等に応じた課題を盛り込んだ研修を実施することが求められている。さらに、学校では、教育委員会で研修を受けた者などが、生徒指導の基本的な考え方を含めて、学んだ知見を教職員に還元し、学校全体で共有を図るとともに、各学校が抱える生徒指導上のニーズの分析に基づき、学校の現状に応じた柔軟な実施方法の工夫をしながら、計画的に校内研修を行うこととされている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十一条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

第一項～第四項 略

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

第六項～第十九項 略

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）】

第 1 章 総則

第 4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

2 懲戒と体罰

懲戒と体罰については、学校教育法第 11 条に規定されている。

【学校教育法】

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(1) 懲戒

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることである。また、学校の秩序の維持のために行われる場合もある。懲戒は、制裁としての性質をもつが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものである。

懲戒には、「事実行為としての懲戒」と「法的効果を伴う懲戒」の 2 種類がある。

	事実行為としての懲戒	法的効果を伴う懲戒
意味合い	児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わないもの	児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすもの
種類	<ul style="list-style-type: none">・叱責・起立や居残りを命じること・宿題、清掃を課すこと・訓戒 等	<ul style="list-style-type: none">・退学（児童生徒の教育を受ける権利を奪うこと）・停学（児童生徒の教育を受ける権利を一定期間停止すること）・訓告（校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること）
適用者	校長及び教員	校長

ただし、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く）、義務教育学校、特別支援学校に在学する学齢児童・学齢生徒には、「退学」処分を行うことが認められていない。また、全ての学齢児童・学齢生徒には、「停学」処分を命じることができない。

【学校教育法施行規則】

第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

第5項 略

(2) 体罰の禁止

学校教育法第11条において、懲戒の限界として体罰を加えることを禁止している。しかし、教職員による児童生徒への体罰が根強く残っていることが、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案の発生などで改めて浮き彫りになったため、文部科学省は2013年（平成25年）に、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を发出した。

この通知では、改めて体罰禁止を強調している。そして、懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、この通知によることとしている。

さらに、文部科学省は、同年、「運動部活動での指導のガイドライン」を作成し、各学校の運動部活動において適切かつ効果的な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点を示した。

なお、生徒指導提要には、体罰の禁止に関することとして、次のように記載されている。

身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってははいけません。体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することにつながります。指導を行う際には、体罰に及ぶことのないよう、十分に注意する必要があります。

しかし、有形力の行使（目に見える物理的な力）により行われた行為のすべてが体罰に当たるわけではありません。目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱しているかどうか判断の分かれ目となります。また、児童生徒からの教員に対する暴力行為や他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、体罰に該当しません。

3 出席停止

児童生徒の出席停止に関しては、①感染症予防のための出席停止と②性行不良を理由とする出席停止がある。①は、学校保健安全法に規定され、決定権限は校長にある。②は、学校教育法に基づいており、市町村教育委員会に決定権限がある。ここでは、②について記載する。

性行不良に基づく出席停止は、小中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒を対象とし、市町村教育委員会から保護者に対して命じられる。その要件は、次の四つの行為の一つ又は二つ以上を繰り返し、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合である。(学校教育法第35条第1項、第49条、第49条の8)

- ・他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ・職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ・施設又は設備を損壊する行為
- ・授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

なお、出席停止は、懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられているものである。一方、この出席停止が当該児童生徒の義務教育を受ける権利と衝突するところから、市町村教育委員会は、出席停止期間中、当該児童生徒の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。(学校教育法第35条第4項)

【学校教育法】

第三十五条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

4 いじめ防止

(1) いじめ防止等のための法制化

2013年(平成25年)に、「いじめ」への対策に特化した「いじめ防止対策推進法」が制定された。制定の背景には、2011年10月に起こった滋賀県大津市の中学校2年生のいじめによる自殺がある。この事件は、世間で大きな問題として取り上げられ、重大かつ対策が急務であることから政府や文部科学省、各教育委員会は対応に追われた。そして、2013年2月の教育再生実行会議第1次提言会において、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」とされた。これを受けて、議員立法により法整備がなされ、2013年6月28日にいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月28日に施行された。

この法律は、いじめ防止等(いじめの「防止」・いじめの「早期発見」・いじめへの「対処」)のための対策に関して、次の四つを定めている。

- ・ 基本理念
- ・ 国及び地方公共団体等の責務
- ・ いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定
- ・ いじめ防止等のための対策の基本となる事項

このことにより、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的」としている。(第1条)

【いじめ防止対策推進法】

第一条 (目的)

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条 (定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2項～第4項 略

第三条 (基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第四条 (いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(2) いじめ防止等に対する学校の責務

いじめ防止対策の責任については、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び教職員、保護者に責務があるとしている。ここでは、学校及び教職員の責務について述べる。

第8条では、学校及び教職員は、保護者や地域住民等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなくてはならない。また、いじめを受けている児童等がい

と思われるときは、適切かつ迅速に対処することが規定されている。また、第13条では、学校いじめ防止基本方針を定めることを義務付けている。

第22条では、「いじめの防止等の対策のための組織」の設置を規定しており、この組織の役割に大きな期待が寄せられている。この組織は、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される常設の組織である。学校が組織的にいじめ問題に取り組むための中核的な役割を担う。

第23条では、いじめに対する措置について規定している。まず、教職員、保護者等は、児童生徒からいじめに関する相談を受けた場合で、それが事実と思われるときは、その児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとらなければならない。学校は、速やかに事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告する。そして、いじめについて確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、被害児童生徒とその保護者に対する支援、加害児童生徒に対する指導、加害児童生徒の保護者に対する助言を継続的に行うものとされている。

【いじめ防止対策推進法】

第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第二十二條（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第二十三條（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児

童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(3) いじめの重大事態への対処

いじめ防止対策推進法では、いじめの中でも特に被害が深刻な事案を「重大事態」として定義し、その対応を規定している。(第28条)

重大事態が発生した場合、公立学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長へ、私立学校は都道府県知事へ報告しなくてはならない。(第30条、第31条)そして、学校の設置者又は学校は、速やかに組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法で、当該重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行わなければならない。(第28条)

調査の実施を受けて、学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供しなければいけない。(第28条第2項)

公立学校の場合、地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再度調査を行うことができる。(第30条第2項)そして、再調査の結果は、地方公共団体の長が、議会に報告することとされている。(第30条第3項)

【いじめ防止対策推進法】

第二十八条 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第三十条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

第4項、第5項 略

第三十一条（私立の学校に係る対処）

学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

第2項～第4項 略

(4) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要である。しかし、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要である。そして、判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要である。

いじめの態様（※）	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第 176 条)	第 176 条 13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例：教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例：自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は, 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も, 前項と同様とする。 事例: 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損, 侮辱 (刑法第 230 条, 231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し, 人の名誉を毀損した者は, その事実の有無にかかわらず, 3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は, 虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ, 罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても, 公然と人を侮辱した者は, 拘留又は科料に処する。 事例: 特定の人物を誹謗中傷するため, インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」, 気持ち悪い, うざい, などと悪口を書く。
	児童ポルノ提供等 (児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条)	第 7 条 (略) 第 2 項, 第 3 項 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し, 又は公然と陳列した者は, 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し, 又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で, 児童ポルノを製造し, 所持し, 運搬し, 本邦に輸入し, 又は本邦から輸出した者も, 同項と同様とする。(略) 第 6 項 (略) 事例: 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り, インターネット上のサイトに掲載する。

(※) いじめの態様: 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

出典: 文部科学省 Web サイト, (別紙 1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

5 不登校対策

不登校については, 学校不適応対策調査研究協力者会議 (平成 4 年) において, 次のように定義され, 学校基本調査でもこの定義が用いられている。

何らかの心理的, 情緒的, 身体的, あるいは社会的要因・背景により, 児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること (ただし, 病気や経済的な理由によるものを除く) をいう。

なお, 不登校については, 学校基本調査において, 年度内に 30 日以上欠席した児童生徒を長期欠席者として, その欠席理由を「病気」「経済的理由」「学校ぎらい」「その他」に区分して調査していたが, その後「不登校」という用語が一般的に使用されるようになり, 平成 10 年度から, 上記区分のうち「学校ぎらい」を「不登校」に名称変更した。

文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると, 令和元年度中に「不登校」を理由として年間 30 日以上欠席した児童生徒の数は, 小学校で 53, 350

人、中学校で127,922人に上る。この数字は、平成29年度からの3年間で、毎年10,000人程度増えている。

不登校に関する調査研究協力者会議は、2016年（平成28年）7月に「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」を文部科学省に提出した。ここでは、「不登校児童生徒への支援に当たっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を理解し、寄り添うことが重要である」と述べられている。しかし、社会や経済の変化に伴い、不登校の要因、背景もますます多様化、複雑化しているため、学校においては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として対応できる充実した体制を築くことを求めている。

なお、同年12月には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）が成立し、不登校児童生徒に対する支援の在り方が法律上明記された。この法律により、地方公共団体に夜間中学を設置することも義務付けている。

さらに、文部科学省は、令和元年10月に、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図るよう求めた。

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律】

第三条（基本理念）

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

第四項、第五項 略

第十四条（就学の機会の提供等）

地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。